


## みんなで防ごう高齢者虐待

虐待をしている養護者(介護者)には、認知症や介護に対する理解がなかったり、経済的に余裕がない、時間がない、相談する人がいないなどの背景や要因があります。また、高齢者のためによかれと思ってやっていることが虐待になってしまうこともあります。高齢者虐待はどここの家庭でも起こり得る問題です。

高齢者虐待には、さまざまな形態があります

<p><b>身体的虐待</b></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● たたく・つねる</li> <li>● 身体を拘束する</li> <li>● 物を投げつける など</li> </ul>	<p><b>心理的虐待</b></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 怒鳴る・ののしる</li> <li>● 意図的に無視する</li> <li>● 侮辱を込めて子どものように扱う など</li> </ul>	<p><b>経済的虐待</b></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常的に必要な金銭を渡さない(使わせない)</li> <li>● 年金や預貯金を本人の意思に反して使用する など</li> </ul>
<p><b>介護・世話の放棄・放任</b></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食事を与えない</li> <li>● おむつを交換しない</li> <li>● 劣悪な住環境の中で生活させる など</li> </ul>	<p><b>性的虐待</b></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 下着のままに放置する</li> <li>● 人前でオムツを交換する など</li> </ul>	

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を守られ、安心して生活をしていくためには、虐待を早期に発見し対応すること、そして地域全体で高齢者とその家族を見守り、支援していくことが大切です。

### 高齢者虐待発見チェックリスト

● 高齢者からのサイン	● 養護者(介護者)からのサイン
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体に小さな傷が頻繁にみられる</li> <li>● 「怖いから家にいたくない」などの訴えがある</li> <li>● 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる</li> <li>● 寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる</li> <li>● 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる</li> <li>● 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する</li> </ul>
● 地域からのサイン	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自宅から怒鳴り声や悲鳴・うめき声・物が投げられる音が聞こえる</li> <li>● 近所付き合いがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる</li> <li>● 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる</li> </ul>	

○が付いた項目が多いほど、虐待の可能性が高い状態です

(厚生労働省「高齢者虐待マニュアル」より抜粋)

これって虐待?何か変だな?と思われた場合は、みやま市地域包括支援センターまで連絡ください。(電話番号:64-1516)


※連絡いただいた人の名前や内容が周囲に漏れることはありません。安心して連絡ください。

## 8月から保険者証の色が紫色に変わります【後期高齢者医療】

問 健康づくり課 医療係 (Tel64-1527)

8月1日から使用できる被保険者証(紫色)を7月下旬に簡易書留で郵送します。7月25日以降、被保険者証が届かない人は、8月1日までは大牟田郵便局(0570-943-660)午前9時~午後7時へ、8月2日以降は医療係へ問い合わせください。

※保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受け取っていただくことがあります。



新しい被保険者証

【認定証も新しく】  
限度額適用・標準負担額減額認定証や限度額適用認定証をすでに持っている人で、令和3年度も引き続き認定証を発行できる人には、8月1日からの新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬に普通郵便で郵送します。

※新たに認定証の交付を希望する場合や「長期入院該当」の適用を受けられる場合は、申請が必要です。


■申請場所  
▽健康づくり課 医療係  
▽山川支所 市民サービス係  
▽高田支所 市民サービス係

■保険料額の算出方式

$$\text{均等割額 } 55,687 \text{円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額}) \times 10.77\%$$

||

保険料額(年額)  
(10円未満切り捨て)



市ホームページ

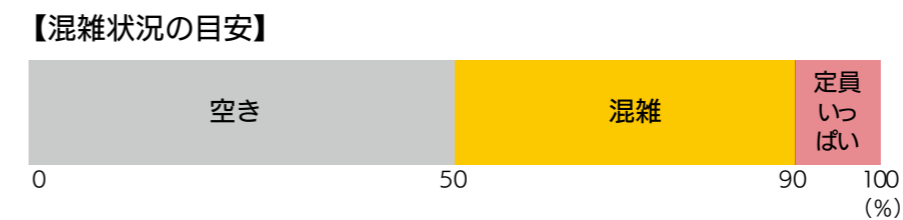
■令和3年度均等割額の軽減措置

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額)	軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)
43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	7割	16,706円
43万円(基礎控除額) + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	5割	27,843円
43万円(基礎控除額) + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	2割	44,549円

【保険料のお知らせ】  
令和3年度の保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、個人ごとの前年の所得に応じた「所得割額」を合計した金額になります。ただし、世帯の所得額等に応じて、均等割額が軽減されます。詳しくは、7月中旬に郵送予定の保険料額決定通知書を確認ください。

## 避難所の混雑状況をお知らせします

問 総務課 防災対策室 (Tel64-1502)



【dボタン広報誌】  
テレビリモコンの「dボタン」を押すことで画面が切り替わり、みやま市に関する文字放送を見ることができます。  
■配信放送局 KBC九州朝日放送 1チャンネル

災害時に避難所を開設した場合、テレビで市の情報をお伝えする「dボタン広報誌」、市ホームページやみやま市公式SNS(ライン・フェイスブック・ツイッター)などで、各避難所の混雑状況をお知らせします。混雑状況は「空き」「混雑」「定員いっぱい」の3段階で発信します。状況を確認し、避難をお願いします。